

## 宝塚市告示第 66 号

宝塚市営住宅退去者滞納家賃等収納事務について、下記の事業者に委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

宝塚市長 山崎 晴恵

### 記

#### 1 受託者

- |       |   |                                      |
|-------|---|--------------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 弁護士法人ローズマリー法律事務所                     |
| (2) 代 | 表 | 者 社員 東向有紀                            |
| (3) 所 | 在 | 地 大阪市北区菅原町 2 番 1 4 号<br>1 0 3 ビル 5 階 |

#### 2 委託期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日まで